

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和

六年

六月

二十九日

東北厚生局長

鯨井佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
とりよう腎・泌尿器科クリニック	盛岡市中ノ橋通一丁目六番八号 monak a三階	令和六年七月十一日
あべ脳神経内科・物忘れクリニック	盛岡市中ノ橋通一丁目六番八号 monak a三階	令和六年七月十一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和六年六月二十九日

東北厚生局長

鯨井佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
盛岡デンタルケアクリニック	盛岡市菜園一丁目六番一三号	令和六年七月一日
医療法人 a—l i v e 盛岡 L A R A 矯正歯科・こども歯科	盛岡市中ノ橋通一丁目六番八号 m o n a k a 三階	令和六年七月十一日
北上しらゆりデンタルクリニック	北上市町分一八地割一一九番一	令和六年七月一日
ななデンタルクリニック	一関市大東町摺沢字沼田一七番地一二	令和六年七月四日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和六年六月二十五日

東北厚生局長

鯨井佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かつし歯科医院	釜石市甲子町第一〇地割一番地一〇	令和六年五月八日
工藤歯科クリニック	釜石市大町三丁目一番三五号	令和六年五月二十日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第三項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和六年六月二十五日

東北厚生局長

鯨井佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
どんぐり薬局さかな町 アヤメ薬局	盛岡市中ノ橋通一丁目六番八号 monak a二階	令和六年七月十一日
ウエルシア薬局一関末広店	一関市末広一丁目八番一八号	令和六年七月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和六年六月十五日

東北厚生局長

鯨井佳則

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
トライ薬局	八幡平市田頭第三七地割一〇三番六	令和六年六月十五日